



令和2年2月3日

山菜等の採取・出荷等について

新春を迎え、山菜のシーズンが到来しようとしています。

福島県におきましては、山菜15品目の放射性物質のモニタリング検査を行っており、その結果、食品中の基準値を超える放射性セシウムが含まれる山菜が確認されたため、複数の市町村及び品目において、食品衛生法に基づき出荷が制限されています。

これまで出荷が制限されている品目については、出荷制限が継続していますので、出荷は行わないでください。

◇現在、県南地方では、以下の品目が出荷制限となっています。

区分	品目	該当市町村	制限内容
山菜	たけのこ	白河市、西郷村	出荷できません
	たらのめ (野生のものに限る)	白河市、西郷村、泉崎村、塙町、鮫川村	出荷できません
	わらび	鮫川村	出荷できません
	こしあぶら	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村	出荷できません
	もみじがさ (しどけ) (野生のものに限る)	鮫川村	出荷できません
きのこ	野生きのこ (菌根菌類、腐生菌類)	棚倉町	摂取・出荷できません
		白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、矢祭町、塙町、鮫川村	出荷できません

※出荷が制限されている品目については、自主検査の結果、食品中の放射性セシウム基準値

100 bq/kg 以下であることを確認した場合でも出荷することはできません。

※出荷が制限されている品目は、加工用の原材料として使用することもできませんので、注意してください。

◇モニタリング対象の山菜、樹実類

<山菜15品目>

うど、うわばみそう、おおばぎぼうし (うるい)、くさそてつ (こごみ)、こしあぶらさんしょう、ぜんまい、たらのめ、ふき、ふきのとう、みやまいらくさ (あいこ)もみじがさ (しどけ)、わらび、たけのこ (孟宗竹、淡竹、真竹)、ねまがりたけ

<樹実類3品目> あけび、くるみ、とちのみ

※出荷が制限されていない品目についても、県によるモニタリング検査の結果から基準値以下であることを確認したうえで出荷が可能となります。

◇その他

有毒植物による食中毒防止のため、知らない山菜は採取しない、絶対に食べないでください。判断に迷う場合には、山菜等に関する専門家、研究機関等にお問い合わせください。

【山菜等の採取等に関する問い合わせ先】

泉崎村役場
事業課産業係

TEL 0248-53-2430
FAX 0248-53-2958

福島県県南農林事務所
森林林業部林業課

TEL 0247-33-2121
FAX 0247-33-6949